

## かごしま茶輸出サプライチェーン実施要綱

### 1 目的

かごしま茶の輸出を推進するために、県内の生産者、流通業者、販売者が一体となって輸出相手国の食品安全基準に対応した生産流通体制を整備することを目的とする。

### 2 定義

本要綱で実施する対策は、県茶市場への上場を前提にした、生葉生産から荒茶加工、仕上げ茶加工・流通までの、一貫したシステムとする。

### 3 システムの実施項目

#### (1) 生産者等の登録

本システムに参加しようとする荒茶工場の代表者は、別に定める登録要領により、(公社)鹿児島県茶業会議所会頭に、系列の生産者及びその茶園をセットで登録することとし、登録申請に当たっては本システムを遵守することを誓約するものとする。

#### (2) 基準に基づく実践

登録された生産者は、登録された茶園については別に定める生産要領により栽培管理を行うとともに、そこから生産された生葉は、ほかの生葉と区分して加工・流通させるものとする。

#### (3) 県茶市場での表示生産履歴の迅速表示

本システムにより、加工された荒茶を県茶市場で販売するときは、本システムで加工された旨を表示することができる。また、当該荒茶の生産履歴の迅速な開示を行うものとする。

#### (4) 茶市場その他での検査

生産者及び県茶市場の卸業者並びに茶商は、必要に応じて県茶市場で販売される緑茶の残留農薬等の検査を行うものとする。

#### (5) 仕上加工と輸出対応の商品開発

県茶市場の買受人は、本システムにより生産された荒茶は、別に定める要領により仕上げ加工を適確に実施するとともに、輸出に対応した商品の開発と輸出拡大に努めるものとする。

#### (6) 輸出情報の収集

輸出相手国の緑茶輸入に関する残留農薬規制値や規制等について、農林水産省等の機関からの情報収集と広報に努める。

### 4 実施年度

平成26年産一番茶から、順次スタートする。

### 5 推進体制

本システムは、かごしま茶輸出対策実施本部のプロジェクト委員会において、その実践方策を検討する。

### 6 付則

(1) 本要綱は、平成26年3月1日から実施するものとし、実践を通じて改正するほか、必要な細則は順次定める。

(2) 本要綱は、最終の成文化をもってクリーンな茶づくり事業第8期対策として位置づける。

(3) 本要綱は、平成27年1月1日から実施する。